

議員提出第 1 号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 3 日

提出者 久喜市議会議員  
岡 崎 克 巳  
宮 崎 利 造  
上 條 哲 弘  
杉 野 修  
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成 2 2 年久喜市条例第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「署名又は記名押印を」を「記名」に改め、同条第 2 項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会における手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものであります。